

熊谷市 AI オンデマンド交通運行の提案に関する仕様書

1 業務名称

熊谷市 AI オンデマンド交通運行業務

2 目的

本市では高齢化に伴う免許返納者の増加、運転手不足の深刻化に伴い、移動困難者が今後ますます増えていくことが懸念されている。限られた交通資源を有効に活用しながら、住民の移動手段の維持・確保を図る手段として、令和 7 年 3 月に策定した「熊谷市 MaaS 基本計画」に基づき、AI を活用したオンデマンド交通サービスを導入する。最小限の人員で最大の輸送を可能とすることで、持続可能な地域公共交通を構築することを目指す。

3 事業形態

市と運行事業者で、この仕様書に基づく運行業務等に関する協定を締結し、運行事業者は国土交通大臣から道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得て運行する。

4 履行期間

協定締結日から令和 12 年 12 月 31 日（火）まで
（運行日は、令和 12 年 12 月 27 日（金）まで）
（運行開始は令和 8 年 1 月 5 日（月）とし、協定締結日から運行開始までは準備期間とする。）

5 運行区域 熊谷市妻沼地内 別紙のとおり

6 業務内容

(1) 運行手続

運行事業者は、国土交通省関東運輸局等への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するための必要な手続きについて、運行開始までに遅延無く確実に行うものとする。なお、運行開始後に運行内容に変更等が生じた場合についての手続きも同様とする。

(2) 運行方法

本市の AI オンデマンド交通は、予約制とし、予約状況に応じて AI が最適な運行ルートを決める乗合方式を採用する。運行パターンは指定乗降場所から指定乗降場所とする。指定乗降場所は、100 か所程度とし、運行開始後も随時追加する。

運行日は、平日とし、12月29日から1月3日及び土休日は運行しない。運行時間は、午前8時00分から午後5時00分までとする。なお、この運行時間には「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づく運転手の休憩・休息時間を含むこととし、運行車両2台とも予約を受け付けられない時間帯が発生しないように調整すること。

(3) 乗降場所

乗降場所を示す看板等の設置及び維持管理は市が行う。

(4) 運行車両

- ・運行車両の仕様は、下表のとおりとし、令和8年1月5日の運行開始に向けて、運行事業者が合計2台、乗車定員11名(運転手除く)をそれぞれ下回らないように車両を準備すること。なお、提案する事業内容に効果的かつ不可欠と事業者が判断する場合には、下表の台数、仕様を上回る車両を確保して使用することは差支えない。
- ・運行車両は日常的に点検、清掃及び調整を行い管理するものとする。
- ・車検及び車両の故障等により車両を使用できない場合は、運行事業者所有の予備車両(同等の機能を有する車両)にて対応するものとする。(予備車両確保に要する費用は、本業務提案額には含めないこと)
- ・車両の納期が遅れたことにより運行開始日までに車両が確保できない場合は、車両が確保できるまでの間、同様に事業者所有の予備車両(同等の機能を有する車両)にて対応するものとする。

車両	台数	仕様・規格	備考
ワゴン型 (定員7名)	1	デマンドシステム車載端末、運賃収受箱、ドライブレコーダー、スタッドレスタイヤ(冬季装着)、ラッピング	参考車両： ノア(トヨタ)
車椅子対応車 (定員6名)	1	デマンドシステム車載端末、運賃収受箱、ドライブレコーダー、スタッドレスタイヤ(冬季装着)、ラッピング 車椅子が1台搭載・固定できること	

- ・デマンドシステム車載端末及びラッピング、代車のマグネットシートは、市が指定するシステム事業者が提供する。

(5) 運賃

- ・運賃は、1回乗車300円とする。ただし、小学生は半額、未就学児は無料とする。

- ・運賃の支払い方法は、現金及び熊谷市地域電子マネー「クマPAY」でのキャッシュレス決済に対応すること。

(6) 予約受付、配車及び問い合わせ対応事務

ア 予約方法

電話、ユーザーアプリ、LINEアプリでの予約制とする。
利用者に制約はない。

イ オペレーターの配置

事業者は、利用者からの電話予約の受付を行うオペレーターを配置する。なお、オペレーターは、予約受付時間中は予約の受付を行い、デマンド運行管理システムを利用して、運転手に配車指示を行うこと。また、利用者や市民からの問合せ等についても誠実に対応すること。なお、オペレーターの自社運営、外注の別は問わないが、外注する場合、あらかじめ書面で市の承認を得ること。

ウ 予約受付時間

電話の受付時間は、午前7時30分から午後5時30分を基本とし、予約は、1週間前から当日の利用希望時間の1時間前までを基本とする。ただし、これらの時間等については、市との協議により決定する。

エ 運行管理システム等

デマンドの予約・配車に関わる基本機能を有する運行管理機能（管理者WEB）、ユーザーアプリ、LINEアプリ、ドライバーアプリは、市が指定する事業者が提供する。

7 通信環境の整備

(1) 専用回線等の設置

電話予約の受付に必要となる専用回線を1回線設置すること。

(2) パソコン及びインターネット回線

デマンド運行管理システムを使用するための専用パソコンを1台設置し、インターネット回線を整備すること。

8 業務の報告

- (1) 運行事業者は、車両ごとに、毎月の利用者数、運賃収入額、走行距離などを記録し、電子データにて翌月の15日までに市に報告すること。
- (2) 事故、苦情、利用者からの意見、要望があった場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに、報告書を提出すること。
- (3) 市は、必要に応じて運行状況の報告を求めることができる。
- (4) 運行事業者は、年度末に実績報告を行う。

9 補助金

- (1) 補助金の額は、選定事業者から提案された運行経費及びその他の経費を基に、運賃収入額の全額を差引いた額を、予算の範囲内で単年度ごとに支払うことを予定している。また、国等からの交付金が決定した場合は、その額をさらに差し引いた額とする。

- (2) 運行経費には以下のものを含むこととする

- ・ 人件費（運転業務）
- ・ 燃料油脂費
- ・ 車両修繕費
- ・ 自動車に係る税金（自動車税、自動車重量税）
- ・ 自動車損害賠償保険料、自動車任意保険料（対人・対物、車両、人身・搭乗者傷害等、幅広い契約を見込み、双方で1台十数万円を想定）
- ・ 車検手数料
- ・ 車両減価償却費
減価償却期間を5年とし、1年ごとに市から運行事業者に購入にかかった実費の5分の1を支払う方法を予定している。
- ・ 電話オペレーター運用費用
- ・ その他業務（※）に必要な経費、消費税を含むものとする。

※その他業務について

国への運行開始に係る申請・許可業務、市への報告業務、国等から運行に係る交付金が受けられる場合その申請に際し運行事業者が対応する業務、車両点検整備・清掃、運賃の徴収・管理、乗降者の安全確保、運行に係る問い合わせ対応、緊急時の対応（緊急連絡方法、予備車の確保等）など、乗合旅客運送に係る一切の業務を含むものとする。

- (3) 補助金の請求

運行事業者は、市の手続きに従い、市へ補助金の交付請求書を速やかに提出するものとする。支払いは、3ヶ月ごととする。

10 損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

11 緊急時（事故発生等）の対応

運行業務の実施にあたり、次のいずれかに該当する時は、適切な処置をとるとともに、直ちに市へ連絡し、後日書面で報告するものとする。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、

または生じる恐れがあるとき。

- (2) 利用者等が、交通事故により生命及び身体を害したとき。

12 その他

- (1) 受託者は関係法令遵守の上、運行業務を遂行するものとする。
- (2) 受託期間中に発生した、運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受託者が負うものとする。
- (3) 市が必要に応じて行うPRパンフレットや利用者アンケート等の調査の実施に協力するものとする。
- (4) 運行エリアの拡大、乗降場所の増設等については、必要に応じ対応するものとする。
- (5) 運行期間終了後（※1）または運行に関する協定が解除されたとき（※2）は、車両及び車両付属品の所有権を熊谷市が指定する者に無償で譲渡し、その登録手続きに協力するものとする。

※1 次期運行期間の運行事業者に他の事業者が選定された場合

※2 関係法令、協定の規定に違反した場合等

- (6) 事業者は、事業終了後も含め、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用または漏らしてはならない。オペレーター業務を外注した場合、当該外注先事業者にも秘密保持の義務を負わせるものとし、受託者は、当該外注先事業者の行為に一切の責任を負うこと。
- (7) 事業者は、本事業の実施にあたり市と別途協定を締結することとし、本仕様書に記載の無い事項または疑義が生じた事項については、市と協議のうえ決定する。

(別紙) 運行エリア図

1 運行エリア

妻沼地域 約 36.27 km²

2 乗降ポイント

交通空白地区に対応するため、運行エリア内の住宅地を中心に約 300m 間隔で 100 か所程度の停留所を設置

※運行エリアは、当市市域を示す以下の図中のうち、着色された範囲

